板柳町長 殿

郵便番号補助対象者住 所名 称(代表者名)

板柳町スマート農業導入推進事業費補助金交付申請書

年度において下記のとおり事業を実施したいので、板柳町スマート農業導入推進事業費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業の内容 農作業の効率化や労働力不足の解消等を図るため、スマート農業機械を 導入する。
- 2 経費の配分

	負担区分			
科 目 (購入機器等)	総事業費	町補助金	その他	備考
	円	円	円	
合 計				

- 3 事業完了(予定)年月日 年 月 日
- 4 収支予算

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	備考
町補助金	円	
合 計		

(2) 支出の部

区分	予 算 額	備考
	円	
合 計		

5 添付書類

- (1) 補助対象経費の内容が分かる見積書(2者以上)
- (2)機械、設備等の性能が分かるカタログ等
- (3) 町税等の納付に関する調査についての承諾書(様式第2号)
- (4) 申請者名義の通帳の写し等
- (5) その他町長が必要と認める書類

承 諾 書

私は、板柳町スマート農業導入推進事業を実施するに当たり、板柳町スマート農業導入推進事業 費補助金交付要綱第2条および第5条の規定に基づき、町税等の納付に関する調査について承諾 します。

年 月 日

板柳町長 殿

住所

氏名

(自署又は記名押印)

殿

板柳町長

補助金等交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった に対し、板柳町補助金等の交付に関する規則第4条第1項の規定により、 年度板柳町スマート農業導入推進事業費補助金を下記のとおり交付することに決定したので、同規則第6条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の目的及び内容並びにその事業に要する経費の配分は、 年 月 日付け補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、 金 円とする。
- 3 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めた ときは、この限りでない。
- (1) 本補助事業により取得した財産は、補助金交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸し付け、または担保に供しないこと。ただし、板柳町スマート農業導入推進事業費補助金交付要綱第12条に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合に おいては、速やかにその旨を町長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業の状況、経費の収支、その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを事業年度の終了の翌年から5年間保管しておくこと。

板柳町長 殿

郵便番号 補助対象者 住 所 名 称 (代表者名)

板柳町スマート農業導入推進事業費補助金事業完了(廃止)実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた標記事業が完了 (を廃止)したので、板柳町スマート農業導入推進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の内容 農作業の効率化や労働力不足の解消等を図るため、スマート農業機械を 導入する。
- 2 経費の配分

		負担	区分	
科 目 (購入機器等)	総事業費	町補助金	その他	備考
	円	円	円	
合 計				

- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 収支決算

(1) 収入の部

区分	決 算 額	予 算 額	増減	備考
町補助金	円	円	Ħ	
合 計				

(2) 支出の部

区分	決 算 額	予 算 額	増減	備考
	円	円	円	
合 計				

- 5 添付書類
- (1) 領収書等、振込依頼書等、支払いを証明するものの写し
- (2) 購入した農業機械の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

板柳町長 殿

 郵便番号

 補助対象者
 住 所

 名 称
 印

 (代表者名)

板柳町スマート農業導入推進事業費補助金(概算払)請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度板柳町スマート農業導入推進事業費補助金について、板柳町スマート農業導入推進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

記

交付決定額	既受領額	今回請求額	備 考
円	円	円	

(注) 1 概算払請求書の場合は、備考欄に概算払いが必要な理由を記載してください。

殿

板柳町長

補助金等交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度板柳町スマート農業導入推進事業費補助金に対し、 年度補助金 円を交付することに確定したので、板柳町補助金等の交付に関する規則第13条の規定により通知します。

※虚偽やその他不正手段により補助金を受給した場合は、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。